

国際文化交流の祭典推進会議の設置について

平成 30 年 9 月 3 日

関係省庁申合せ

平成 30 年 10 月 1 日

一部改正

1. 目的

「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」第 20 条の規定に基づき、関係府省庁が国際文化交流の祭典の実施の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため、国際文化交流の祭典推進会議（以下「祭典推進会議」という。）を設置する。

2. 組織

(1) 祭典推進会議は、文化庁審議官及び外務省大臣官房報道・広報・文化交流担当審議官を共同議長とし、次に掲げる者をもって構成する。ただし、議長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

文化庁審議官

外務省大臣官房報道・広報・文化交流担当審議官

農林水産省大臣官房審議官

経済産業省大臣官房審議官（商務・サービス担当）

国土交通省観光庁審議官

(2) 祭典推進会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聞くことができる。

3. 幹事会

祭典推進会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、別紙のとおりとする。

4. 庶務

祭典推進会議（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、文化庁及び外務省において処理する。

5. その他

- ・ 祭典推進会議及び幹事会の運営に関し必要な事項は、構成員の合議で決定する。
- ・ 祭典推進会議は、原則として非公開とする。祭典推進会議の資料については、特に非公開とされたものを除き、会議後に公開する。祭典推進会議の議事要旨についても、これを公開する。
- ・ 祭典推進会議及び幹事会は、構成員からの要請等により、適宜開催する。

(別紙)

国際文化交流の祭典推進会議幹事会

共同議長 文化庁文化経済・国際課長
構成員 外務省大臣官房文化交流・海外広報課長
農林水産省農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課長
経済産業省商務・サービスグループクールジャパン政策課長
国土交通省観光庁観光資源課長